

保険法の施行に伴う弊社商品の取扱いについてのご案内

さて、平成22年4月1日より保険法が施行されることとなります。

保険法とは保険契約者と保険会社との契約に関する権利や義務など「保険契約に関する基本的なルール」を定めた新しい法律です。

従来の「商法」における保険に関する規程が約100年ぶりに全面的に改正されました。

これに伴い弊社約款を改定致しましたのでお知らせいたします。

■主な約款改定内容■

【保険法の施行に伴う主な改定内容】

1. 告知・通知義務に関する規定について

(告知義務)

ご契約者または被保険者様は、保険契約締結の際、弊社に対して告知をしていただく必要がありますが、危険に関する重要な事項のうち、弊社が保険契約申込書の記載事項とすることにより求めた事実を正確にご回答いただく『質疑応答方式』によって、告知いただくこととなりました。

(通知義務)

ご契約者または被保険者様から、ご契約いただいた保険契約の内容に変更が生じた場合に弊社まで通知いただく必要のある事項（通知事項）については、遅滞なく通知いただくこととし、変更によりこの保険の引受範囲を超えることとなった場合には保険契約を解除させていただくことがございます。

2. 保険金の支払時期に関する規定について

保険金をお支払いする期限を『保険金請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内』と定めました。その際、特別な照会または調査が不可欠な場合は保険金お支払いまでの期限を明確に定め、その旨をお知らせいたします。

期限延長の主な例	延長後の日数
警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における調査	60日
日本国外における調査	180日

注：本規定は改定前約款で締結された契約に対しても適用されます。

3. 賠償責任保険金のお支払いについて

賠償責任保険金を請求する権利について、被害者に特別先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）が認められます。

4. 重大事由による解除について

故意に事故を発生させたり、保険金請求について詐欺を行う等、この保険契約の存続を困難とする重大な事由があった場合には、弊社は保険契約を解除させていただくことがございます。

注：本規定は改定前約款で締結された契約に対しても適用されます。

【その他の主な約款改定内容】

1. 保険金額の自動復元について

保険期間中に何回事故が起きても、その都度お支払限度額を限度として、保険金をお支払いいたします。但し、1回の事故でお支払いする保険金が限度額に達した場合、その保険契約はお支払いの原因となった損害の発生の時に終了します。

2. 法人等契約の被保険者に関する特約について

保険契約者である法人等の役員または使用人が居住する入居物件の場合、保険契約締結時に被保険者を特定せずに保険契約を締結することができることになりました。但し、この場合、入居者賠償責任補償の支払保険金は1,000万円が限度となります。